

寒川町公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例施行規則新旧対照表

現行	改正案
<p>～略～</p> <p>(公募方法)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>2 前項の公募に当たっては、町長は次に掲げる事項を明らかにするものとする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) 条例第4条_____の規定による選定の基準</p> <p>(6)～(9) (略)</p>	<p>～略～</p> <p>(公募方法)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>2 前項の公募に当たっては、町長は次に掲げる事項を明らかにするものとする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) 条例第4条第1項の規定による選定の基準</p> <p>(6)～(9) (略)</p>
<p>～略～</p> <p>(選定等の通知)</p> <p>第5条 町長は、条例第4条_____又は第5条の規定により候補者を選定したときは、指定管理者選定等決定通知書(第2号様式)により、当該候補者に対し、その旨を通知するものとする。</p> <p>2 町長は、条例第4条_____の規定により候補者を選定した場合において、候補者に選定されなかった法人等があるときは、町長は、指定管理者選定等決定通知書(第2号様式)により、当該法人等に対し、その旨を通知するものとする。</p> <p>～略～</p>	<p>～略～</p> <p>(選定等の通知)</p> <p>第5条 町長は、条例第4条第1項又は第5条の規定により候補者を選定したときは、指定管理者選定等決定通知書(第2号様式)により、当該候補者に対し、その旨を通知するものとする。</p> <p>2 町長は、条例第4条第1項の規定により候補者を選定した場合において、候補者に選定されなかった法人等があるときは、町長は、指定管理者選定等決定通知書(第2号様式)により、当該法人等に対し、その旨を通知するものとする。</p> <p>～略～</p>
	<p>附 則</p> <p><u>この規則は、公布の日から施行する。</u></p>